

生ごみの減量にご協力ください！

家庭用・業務用生ごみ処理機器の購入に補助

●家庭用生ごみ処理機器

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器の購入費補助を行います。

応募は、次の①～③のうち、同一年度内に一点のみです。

- *①は抽せん（市が一括して発注し、業者から後日配送）、②③は先着順（申請後、各自で購入）です。

①コンポスト容器（生ごみ処理容器）Ⅱ二百基

補助額：三千円

形状	容量	個人負担額
円筒	七十リットル	二千九十円
円筒	百三十リットル	二千二百四十円
円筒	百九十リットル	二千四百四十円

②EM容器（室内用バケツ型容器）Ⅱ五十基

補助額：購入金額の二分の一

額（限度額二千円）

*微生物を含む発酵資材（ぼかし）を利用します。ふたの開閉時に多少のにおいがあり、処理物を土に埋めるなどの作業が必要です。

*容器のみが対象となり、ぼかしは対象外です。

③電気式生ごみ処理機Ⅱ百五十基

補助額：購入金額の二分の一

額（限度額二万円）

対象 市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

応募できる基盤

コンポスト容器およびEM容器 一世帯二基まで。

*すでに二基補助を受けている方または過去五年間に③の補助を受けた方は応募できません。

電気式生ごみ処理機

一世帯一基。

*過去五年間に、①②の補助を受けた方は応募できません。

申し込み

①Ⅱハガキに住所・世帯主の氏名・電話番号・機器の容量・基数を明記し、5月18日（水）（消印有効）までに〒350-8601川越市役所環境業務課へ郵送（抽せん結果は6月中旬ごろに通知、コンポストは8月ごろに発送）

②③Ⅱ5月2日（月）、午前8時30分から環境業務課（本庁舎五階）で申請（要印鑑）

●業務用生ごみ処理機

市では、事業系一般廃棄物（生ごみ）についても減量を図るため、平成十四年度から、業務用生ごみ処理機の購入費補助

を実施しています。

対象となるのは、市内で発生する事業系一般廃棄物（生ごみ）の処理です。昨年度は、福音の里・川越と下田保育園がこの補助を受けて業務用生ごみ処理機を設置し、ごみの減量化・資源化に協力しています。

応募条件：市税を滞納していない、市内の事業所または市内で事業活動を営む団体

補助件数：一件

補助額：機器費の三分の一以内の金額（上限百万円）

*業務用生ごみ処理機の機器費のみが対象。設置工事費は対象外になります。また、他の機関からの補助金がある場合、補助対象額からその補助金分を控除します。

申請方法：5月2日（月）から、先着順

申請に際しての注意点

補助を受けるには、処理機の型や処理後のたい肥の利用方法など、いくつかの条件があります。各条件を満たしているかを環境業務課に確認したうえで、申請してください。

問い合わせ：環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2636

緑の募金運動にご協力を

この運動は、緑が果たしている生活環境保全・国土緑化等の諸機能を充実・強化し、また緑化の重要性を普及啓発し、快適で住みよい緑豊かな郷土づくりのため、(社)埼玉県緑化推進委員会（理事長・上田清司）が実施するものです。

募金期間…5月1日（日）～31日（火）

募金の使途…募金協力の一定割合が、緑の募金緑化事業等交付金として市に交付され、緑化に役立てられます

■緑の募金が市内の緑化に役立てられました

平成15年度に、皆さんにご協力いただいた緑の募金（家庭募金）により、都市計画道路川越駅南大塚線中央分離帯（新宿町1丁目地内）ほか1か所の緑化を実施しました。

問い合わせ…環境政策課みどりの係・TEL内線2615



緑化を実施した、都市計画道路川越駅南大塚線中央分離帯。皆さんからの募金は、緑豊かなまちづくりのために使われています

母子家庭の母に高等技能訓練促進費を支給

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしているが、経済的に困難な母子家庭の母に、訓練促進費を支給しています。

●対象（すべてに該当する方）

①市内在住の母子家庭の母

②現在仕事をしている

③児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある

申請には事前相談が必要です。詳しくは、こども家庭課にお尋ねください。

④二年以上の課程を持った前記資格取得のための養成機関に入り、対象資格の取得が見込

まれる

支給額：月額十万三千元

支給期間：全課程のうち、最後の三分の一に相当する期間に
対し、十二か月を限度として支給

問い合わせ：こども家庭課児童

福祉係・TEL内線2587

「次世代育成支援のプログラム・仕事と育児の両立をめざして」を策定

平成十五年七月に制定された次世代育成支援対策推進法により、自治体の各機関は職員を雇用する事業主の立場から、「特定事業主」として職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう「特定事業主行動計画」を策定することになりました。

このプログラムでは、職員が安心して子育てをできる環境を整備するために取り組むべき事項を掲げています。

なお、プログラムの内容については、情報公開窓口（東庁舎一階）および市のホームページでご覧になれます。
<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>
問い合わせ：職員課人事係・TEL内線2232

国民年金保険料の免除承認期間がさかのぼれます

今まで、国民年金保険料の免除（申請免除・学生納付特例）の申請は、申請した月の前月からしか納付が免除されませんでした。そのため、免除されない期間については、未納状態になつてしまう場合が多くなつていました。

そこで、年金法の改正により、ことし四月から申請免除および若年者納付猶予については、申請した年度の七月まで、学生納付特例については、申請した年度の四月までさかのぼって申請することができるようになります。

は、七月から翌年の六月までが、学生納付特例は、四月から翌年の三月までが一年度です。
*来年七月まで、申請免除・若年者納付猶予のさかのぼりは、ことし四月までになります。
問い合わせ：国民年金課国民年金係・TEL内線2481

重度心身障害者医療費支給制度について

身体障害者手帳1～4級・療育手帳④・A・Bのいずれかを
持っている方が、医療機関等にかかったときの保険診療による一部負担金等（入院時の食事療養標準負担額を含む）を支給する制度です。

方は、健康保険証・身体障害者手帳または療育手帳・預金通帳・印鑑を持って、福祉医療課（本庁舎二階）までお越しください。
問い合わせ：福祉医療課福祉医療係・TEL内線2531

まだ、登録申請をしていない

下水処理区域がさらに拡大

5月1日(日)から

下水の処理区域がさらに拡大し、次の住所にお住まいの方は公共下水道が使えることになります。該当する方は、トイレの水洗化および公共下水道への接続工事を市指定の下水道工事店に依頼してください。

全部区域…鯨井1480・1481・1798・1800・1806・1816・

1832番地▶牛子73番地▶大袋新田382番地

一部区域…末広町3丁目4番地▶鯨井1478・1479・1572・

1573・1575・1780・1781・1784～1786・1788・1799・

1808・1814・1829・1831番地▶小堤299番地▶下広谷899番

地▶的場2114番地▶石原町2丁目25・26・77・78番地▶豊田町

2丁目5番地▶牛子67・71・95・98・99・103番地▶大袋新田

368・370・371・373・381・454・455番地▶南大塚690～

692・701番地▶寺尾1100・1104・1106番地

*一部区域とは、その地番の一部が処理区域になることです。

問い合わせ…下水維持課排水指導係・TEL226-1277